

派、革同の連合勢力が勝利を占めるに至って新生民同派はちよう落し、以後民同左派と革同とが組合主流となり、講和後の自主性回復の意識とあいまってますます激しい闘争を展開した。ことに公労法第35条と第16条との関連において争われる仲裁裁定実施の問題をめぐって、過去数年にわたり組合は年中行事的な激しい実力行使を行ってきたが、近年その傾向はいっそう強化され、このため32・9まで5回にわたってその責任を追及されて三役以下65名が、公労法第17条違反として解雇された。

これに対する組合の反対闘争の展開、反対闘争に対する責任追及というような泥沼的な労使の対立や、解雇役員再選をめぐる法外組合問題等は、いずれも公労法の矛盾に起因する宿命的な現象であって、この矛盾が解決しないかぎり国鉄の労使関係の改善、組合運動の正常化も望み得ないであろう。

民同左派、革同の勢力均衡の上に一応安定した指導権を確立し、官公労、公労協の中核となり、今や総評内においてもゆるぎない地歩を占めるに至った国鉄労組ではあるが、こうした法律の矛盾にどう対処し、また自身に内包する派閥の悩みと、その裏面にある対立要素をどう克服してゆくかは、今後に課せられた大きな課題であろう。→国鉄労働組合。日本国有鉄道機関車労働組合。鉄道労働運動史。(荒井義雄)

こくてつぶんかさざし 国鉄文化雑誌 国鉄職員の文化の向上をはかるため、本社ではレクリエーション機関誌として「国鉄」を、地方局ではそれぞれゆかりの地名を冠した機関誌を出している。「国鉄」は常識を深め、生活の合理化への指針を旨とし、地方誌は職員の文芸作品を中心に一役買っているわけであるが、いずれも部数が少ないので、能率的な回覧式を採用して1人でも多く読まれるようにしている。

「国鉄」は厚生局厚生課で編集し、年間10回発行である。型はA5版で、だいたい1万部を印刷刊行して配付している。なおこのほかに厚生局では、毎年地方鉄道管理局の予選を経た職員の文芸作品(小説・戯曲・評論・詩・短歌・俳句・川柳・随筆)を、それぞれの選考委員を設けて選考し、その入賞作品を収録した国鉄文芸年度賞作品集を刊行している。また地方鉄道管理局においても各地方単位で文芸年度賞の制度がある。(山辺貞雄)

こくてつよさん 国鉄予算 国鉄における年度内の営業上の収入や経費の見積り、および設備の拡張や改良等の計画と、これにあてる資金の予定について、定められた形式により、事前に国会の議決をうけたものをいう。

国鉄の予算は、日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)の定めるところにより国会の議決対象となっているもので、国の予算のように憲法にもとづくものではない。したがって国会の議決をうける目的は、国の予算と必ずしも一致しないので、予算に計上される範囲および予算の弾力性について国の予算と違ったところが多いが、予算の作成および提出、議決、予算の内容およびその変更については、おおむね国の予算の例によって定められている。

1 予算の作成および提出

毎年度の予算は前年度の10月末日までに運輸大臣に提出される。この予算には事業計画、資金計画およびその他予算の参考となる事項に関する書類が添付される。運輸大臣は国鉄から提出された予算を審査し、必要があるときは大蔵大臣と協議して調整を加えた上閣議に提出する。閣議で決定された予算は、内閣から国の予算とともに国会に提出される。

2 予算の議定および成立

予算は衆議院に先に提出され、同院で決定された予算が参議院に回付される。議決は両院とも多数決により、また両院で異な

った議決がなされ両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。また衆議院で議決された予算が参議院に回付され、国会の休会の日を除き30日以内に参議院で議決されない場合は、衆議院の議決が国会の議決となる。

3 予算の内容

国鉄の予算は予算総則、収入支出予算、継続費および債務負担行為に区分される。

(1) **予算総則**はそくく予算条文と称し、予算の実施に関し重要な事項を法律の形式により規定するものである。日本国有鉄道法により、予算総則に規定すべく指定された事項は、つぎのとおりである。ア 収入支出予算、継続費および債務負担行為に関する総括的規定。イ 予算の弾力性に関する規定。ウ 災害復旧その他緊急の必要がある場合に於ける債務負担行為の限度額。エ 予算の流用、予備費の使用および予算の繰越について、運輸大臣の承認をうける経費の指定。オ 長期借入金、短期借入金および鉄道債券の限度額。カ 給与総額の金額およびこのほかに支給する特別の給与に関する規定。キ その他予算の実施に関し必要な事項。

(2) **収入支出予算**は年度内における収入および支出の予定額で、一般に予算とはこれをさしている場合が多い。予算は資本勘定、損益勘定および工事勘定の三勘定に区分し、さらに収入はその性質により、支出はその目的によりいずれも項に細分される。災害等に於てるため設けられる予備費は、損益勘定の支出予算中に計上されることになっている。収入支出予算を官用語では甲号予算という。

(3) **継続費**は工事または製造でその完成に数箇年を要するものについて、その経費の総額および各年度別の予定額(年割額)を定め、あらかじめ国会の議決をうけ、数年度にわたって支出する途を設けた予算である。予算は単年度制(1年度内の予定額)を原則としているが、数年間にわたる工事について翌年度以降の予算が定められていないと、工事を計画的に実施することがむづかしくなるので、単年度制に対する特例として設けられた制度である。乙号予算ともいう。

(4) **債務負担行為** 国鉄では支出予算に計上すべき経費について、契約等により債務を負担するには、支出予算にもとづくかまたは継続費予算によらなければならない。しかし事業を円滑にやるためには、翌年度以降に完成する工事や翌年度以降に納入をうける物品の購入契約を結ぶ必要が生ずる。これらの契約によって当該年度においては、支出予算の必要はないが、翌年度以降の支出予算には計上されることが約束づけられなければならない。債務を履行することはできない。かかる場合に対処する予算制度として設けられたものが債務負担行為である。すなわち翌年度以降において国鉄の負担となる債務の限度額(数年度に支出が分割される場合はその年度別予定額)をあらかじめ国会の議決をうけて定め、その範囲内で必要な契約を結ぶことにする。これを丁号予算ともいう。この一般的な債務負担行為のほか、災害その他緊急の必要がある場合には、予算総則で定めた金額の範囲内で債務を負担することが認められている。

4. 予算の変更

(1) 本予算 法律上定められた用語ではないが、予算として当初国会に提出し、成立した予算を本予算という。

(2) 追加予算 本予算成立後、避けることのできない事由(天災地変、あるいは物価や業務量の変動等)により多額の支出を必要とし、予備費では処理できない事態が発生したときは、追加予算を作成し、本予算の場合と同じ参考書類を添付し、同じ